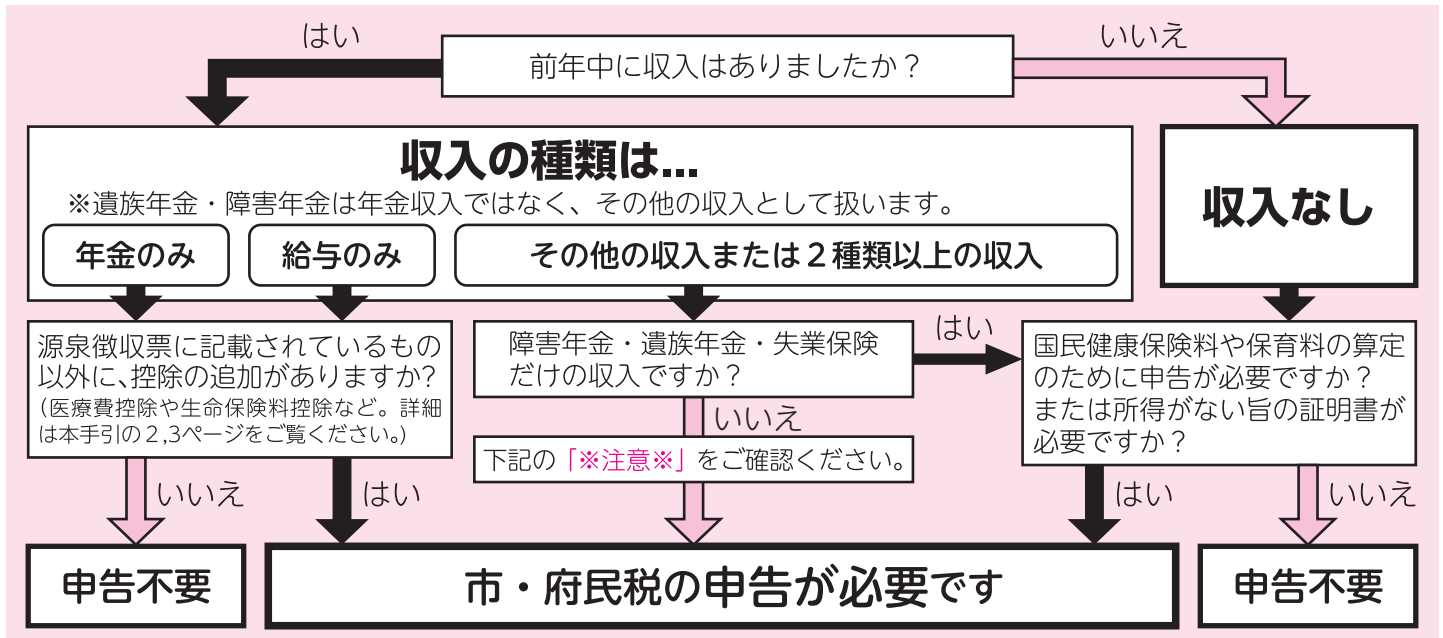


令和7年度 市・府民税 申告の手引

本手引は市役所で市・府民税の申告が必要と思われる、次のかたを中心にお送りしています。

●新たに年金の受給が始まったかた ●前年、市役所で市・府民税の申告を行われたかた
申告がない場合、税額や保険料の計算が適正に行えず、税額や保険料が高く算定されてしまうことがあります。
下図をご覧の上、申告が必要なかたは申告期間内に申告してください。

1 申告が必要か確認しましょう ※税務署に確定申告を提出されるかたは、原則、市・府民税の申告は不要です。



※注意※

①次のかたは税務署で確定申告が必要な場合があります。確定申告の手続きなどについては、豊能税務署へお尋ねください。

- 所得税の還付を受けられるかた
- 年金収入が400万円を超えるかた
- 年金収入を主として生活されているかたで、その他の所得(給与など)が20万円を超えるかた
- 給与収入を主として生活されているかたで、その他の所得(年金など)が20万円を超えるかた
- 営業や不動産などの所得で、48万円を超える黒字があるかた

豊能税務署 所在地：池田市城南2丁目1番8号 電話：072-751-2441(代表)



②上図で「市・府民税の申告が必要です」となったかたでも、収入の種類によって申告が不要となる場合がございます。

受付期間

令和7年2月13日(木)～3月17日(月) 午前8時45分～午後5時15分
(土曜・日曜・祝日を除く)

混雑緩和のため、郵送による提出をお願いいたします。
(郵送による提出の期限は3月17日(当日消印有効)です。)

必要書類等

- 市・府民税申告書 ○添付必要書類(本手引2,3ページをご覧ください。)
- 本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証などの顔写真付きのもの、それ以外の場合は、2点(健康保険証、年金手帳など)が必要になります。)
- 委任状(代理申告のかたのみ)
- マイナンバー確認書類(「マイナンバーカード」または「通知カード」)
※郵送の場合は本人確認書類及びマイナンバー確認書類のコピーを同封してください。
※通知カードは、氏名、住所などの記載事項に変更がないか正しく変更手続がとられている場合に限り、利用可能です。

受付窓口

〒562-0003 箕面市西小路4丁目6番1号 箕面市役所 総務部 市税総合窓口(別館1階)
電話：072-724-6710(直通) FAX：072-723-5538

※申告書の控えが必要なかたは、提出前にコピーをお取りいただくようお願いいたします。

【市・府民税の申告臨時受付】

○日時：令和7年2月16日(日)午前10時～正午 ○場所：市役所別館1階、豊川支所1階ロビー

※当日の業務は市・府民税の申告受付のみとなっており、証明発行や確定申告書の受付は行っておりません。

2-1 申告書の記載にあたって「1 所得金額等(1)」 「11 所得金額等(2)」

収入・所得		内容(前年の1月1日から12月31日までの収入・所得)	添付書類、注意点など
給	与	給与(賞与)、賃金などの所得で、パート、アルバイトなどの収入を含みます。(税金などを差し引く前の総支払額を記入してください。)	添付 源泉徴収票 (コピー可) 源泉徴収票がない場合は、給与明細などを確認の上、市・府民税申告書の裏面「3」に支払金額の内訳を記入してください。
公的年金等		公的年金(厚生年金、国民年金、各共済組合の年金)、年金基金、恩給など	提示 源泉徴収票 郵送の場合は添付要 (コピー可) 源泉徴収される前の収入金額(支払金額)を記入してください。 なお、遺族年金、障害年金については申告不要です。
営 業 等		卸売業、飲食業、サービス業などの営業から生ずる所得や医師、弁護士、大工、保険の外交、作家などの事業から生ずる所得(農業・不動産の事業から生ずる所得を除く。)	添付 必要経費の領収書、収支内訳書 注意 平成26年1月から、個人で営業や農業を営まれるかたの記帳・帳簿の保存制度の対象者が拡大されました。個人で事業所得、農業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行う全てのかたは、平成26年1月より申告の要否に関わらず記帳と帳簿の保存が必要です。
農 業		農作物の生産、果樹栽培、家畜の飼育などから生ずる所得	
不 動 産		アパート、マンション、ガレージ、貸家、貸地などから生ずる所得	
雑	その他	生命保険契約に基づく個人年金、シルバー人材センターからの分配金、事業でない程度原稿料、印税、講演料など	添付 収入額が分かる書類、必要経費の領収書
配 当		株式、出資金の配当などから生ずる所得 ※特定口座の上場株式の配当金のうち、地方税(5%)があらかじめ特別徴収されているものについては原則申告不要です。 ※申告の義務がない配当所得を申告されると、介護保険料や国民健康保険料の負担額が上がったり、他の所得者の扶養に入れなくなることがあります。また、一度申告した配当所得については、取り下げることができないのでご注意ください。	添付 配当金の支払通知書、特定口座年間取引報告書 注意 配当や株式の譲渡所得の受け取り時に特別徴収された金額の控除または還付を受ける場合は、「住民税特別徴収税額」の欄に記入してください。
総 合 譲 渡		土地、建物、株式以外の資産により生ずる所得(骨董、貴金属、自動車などの家庭用動産、ゴルフの会員権など) ・短期譲渡・・・取得後5年以内の譲渡 ・長期譲渡・・・取得後5年超の譲渡	
一 時		生命(損害)保険契約などの満期返戻金、解約返戻金、競馬・競輪などの払戻金、賞金、懸賞当せん金など	添付 保険会社からの支払、受取通知書など
利 子		公社債、預貯金の利子など	注意 所得税において源泉分離課税される利子については申告不要です。ただし、国外の銀行の預金利子など、源泉徴収されない利子については申告が必要です。

2-2 申告書の記載にあたって「2 所得から差し引かれる金額等」

控除などの種類	内容(前年の12月31日時点での現況)	添付書類、注意点など
雑 損 控 除	前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族が災害、盗難、横領などにより、生活用資産などに損害を受けた場合(保険金、損害賠償金などにより補填された金額を除く。)に対象となります。	添付 警察の盗難届、罹災証明、災害関連支出金の領収書など
医療費控除 セルフメディケーション税制	医療費控除またはセルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受ける場合は、添付の医療費の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書裏面をご覧ください。	添付 医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書 ※セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受ける場合は、健康診断や予防接種など、一定の取組を行ったことを明らかにする書類(詳しくは、添付のセルフメディケーション税制の明細書裏面をご覧ください。)
社会保険料控除	前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族の健康保険料、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料などを支払った場合に対象となります。 ※配偶者やその他の親族の公的年金から差引きされている社会保険料については、申告できません。	添付 国民年金保険料については控除証明書または領収書 ※国民年金の領収書を紛失された場合は豊中年金事務所(電話 06-6848-6831)へお問い合わせください。
生命保険料控除	前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族を受取人とする生命保険、介護医療保険及び個人年金保険契約などの保険料や、地震保険契約の保険料を支払った場合に対象となります。	添付 生命保険、個人年金保険及び介護医療保険契約の控除証明書の原本 ※市・府民税申告書には、控除証明書記載の金額等を記入してください。
地震保険料控除		添付 損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料の控除証明書の原本 ※市・府民税申告書には、控除証明書記載の金額等を記入してください。

控除などの種類	内容(前年の12月31日時点での現況)	添付書類、注意点など
小規模企業 共済等掛金 控 除	前年中に小規模企業共済制度に基づく掛金、確定拠出年金または心身障害者扶養共済の掛金を支払った場合に対象となります。	添付 小規模共済等掛金の支払証明書 ※市・府民税申告書には支払金額を記入してください。
配偶者(特別) 控 除	生計を一にする配偶者を有している場合に対象となります。配偶者の前年中の所得に応じて、配偶者控除または配偶者特別控除のいずれかが適用されます。 【配偶者の所得範囲】 ・配偶者控除 所得48万円以下 (給与収入103万円以下) ・配偶者特別控除 所得48万円超133万円以下 (給与収入103万円超201万6千円未満)	【注意】 ・他の所得者が扶養親族として申告しているかたを除きます。 ・事業専従者として申告されているかたを除きます。 ・内縁関係にある人は認められません。 ・配偶者控除と配偶者特別控除の両方を取ることはできません。 ・あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者(特別)控除の適用はありません。
控 除 対 象 扶 養 親 族	平成21年1月1日以前に生まれた親族を扶養していた場合に対象となります。 ただし、当該扶養親族の前年中の合計所得金額が48万円を超える場合には申告できません。	【注意】 ・他の所得者が扶養親族として申告しているかたを除きます。 ・事業専従者として申告されているかたを除きます。 【合計所得金額48万円の目安】 収入が以下の金額を超える場合、扶養親族として申告できません。 ・給与収入103万円 ・65歳以上のかたで公的年金収入158万円 ・65歳未満のかたで公的年金収入108万円 添付 「親族関係書類」、「送金関係書類」、「留学ビザ等書類」 ※扶養親族が日本国外に居住している場合のみ必要です。 (外国語の書類は翻訳文が必要となります。)
16歳未満 扶 養 親 族	平成21年1月2日以降に生まれた親族を扶養していた場合に対象となります。 ただし、当該扶養親族の前年中の合計所得金額が48万円を超える場合には申告できません。	
障害者控除	あなたやあなたの扶養親族及び同一生計配偶者が障害者である場合や、介護認定を受けているかたが障害者控除対象者の認定を受けている場合に対象となります。	添付 障害者手帳などのコピーまたは市区町村が発行する「障害者控除対象者認定書」のコピー
ひとり親・ 寡 婦 控 除	ひとり親控除 現に婚姻をしていないかたまたは配偶者の生死の明らかでない一定のかたのうち、次の三つの要件全てあてはまるかたが対象となります。 ①生計を同じとする子(総所得金額が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人)を有しているかた。 ②本人の前年中の合計所得金額が500万円以下であるかた。 ③その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないかた。	
	寡 婦 控 除 ひとり親に該当せず、次のいずれかにあてはまるかたが対象となります。 ①夫と離婚後再婚しておらず、扶養親族を有し、かつ、本人の前年中の合計所得金額が500万円以下であるかた。 ②夫と死別後再婚していないかたまたは夫が生死不明のかたで、本人の前年中の合計所得金額が500万円以下であるかた。	
勤労学生控除	次の条件全てを満たすかたが対象となります。 ・働きながら大学、高等学校等に行っている。 ・前年中の合計所得金額が75万円以下 (給与収入130万円以下) ・自己の勤労によらない所得が10万円以下	添付 学生証のコピーまたは在学証明書

○ふるさと寄附金の申告について○

前年中にふるさと寄附金を支出されたかたのうち、ワンストップ特例制度の適用を受けているかたが、市役所での市・府民税の申告または税務署での確定申告を行った場合、当該特例が無効となるため、その際は下図を参考に改めてふるさと寄附金税額控除の申告を行ってください。所定の箇所への記入がない場合、ふるさと寄附金税額控除を適用できない場合があります。

◇市・府民税の申告を行う場合◇

市・府民税申告書の裏面「9 寄附金に関する事項」欄に必要事項を記入し、寄附金領収書を提出してください。

9 寄附金に関する事項

「都道府県、市区町村分」、「大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪府支部分」、「条例指定分」の寄附金があるかたは、当該団体へ寄附した金額を記入してください。

都道府県、市区町村分 (ふるさと寄附金)	183	30,000	円
大阪府共同募金会、 日本赤十字社大阪府支部分	169		円
条例指定分	大阪府	182	円
	箕面市	181	円

◇確定申告を行う場合◇

確定申告書第2表「○ 住民税・事業税に関する事項」欄に必要事項を記入し、寄附金領収書を提出または提示してください。

○ 住民税・事業税に関する事項

住 民 税	非上場株式の 少 額 配 当 等	非居住者 の 特 例	配当割額 控 除 額	株式等譲渡 所得割額控除額	給与、公的年金等以外の 所得に係る住民税の徴収方法 特別徴収	自分で納付	都道府県、市区町村 への寄附 (特別控除対象)	共同募金、日赤 その他の寄附	都道府県 条例指定寄附	市区町村 条例指定寄附
	円	円	円	円	○	○	20,000	円	円	円

3 申告書の書き方 記入例

以下の記入例を参考に記入してください。(数字は右詰めで記入してください。)
※網掛け部分(色が変わっている部分)については、必ず記入してください。

手順
1

氏名・生年月日・住所などの必要事項を記入してください。
代理人が申告される場合は代理申告者欄にも記入してください。

令和 7 年度 (2025 年度) 市・府民税申告書 (令和 6 年分の所得)										整理番号	
(宛先) 眞面市長 フリガナ ミノオ タロウ										1月1日 眞面市 西小路4丁目6番1号	
氏 名 眞面 太郎										現 住 所 (同上)	
年 月 日 生年月日 大平 令 3 4 年 1 2 月 0 2 日										電 話 番 号 (自宅) 0 7 2 - 7 2 3 - 2 1 2 1	
本人・代理人・使者 免・個・() マイナンバー (個人番号) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3										代 理 人 氏 名 本人との 続 柄	
番 号 確 認 個・通										代 理 人 住 所 (同上)	

手順
2

所得の有無について、丸印を記入してください。
【所得がない場合】 申告書の裏面「7」に記入してください。
【所得がある場合】 本手引「2-1 申告書の記載にあたって「1 所得金額等」を
参考に、添付書類にご注意の上、該当箇所に記入してください。

所得金額等(1) 所得の有無 (有) (無) 「有」のかたは下記に、「無」のかたは裏面の「7」に記入してください。 ※配当、譲渡、一時、利子所得があるかたは裏面の「12」に記入してください。									
与 勤務先名(みのお) 勤務先名() 勤務先名() 給与収入合計 円									
100,000 円 円 50 1 0 0 0 0 0									
公的年金等 日本年金機構 円 共済組合 円 年金基金 円 公的年金等収入合計 円									
2,000,000 円 300,000 円 51 2 3 0 0 0 0 0									

手順
3

本手引「2-2 申告書の記載にあたって「2 所得から差し引かれる金額等」を
参考に、添付書類にご注意の上、該当箇所に記入してください。
申告書下段の「扶養親族の有無」について、丸印を記入してください。

2 所得から差し引かれる金額等											
雑損控除		損害の原因		損害年月日		A 損害金額 円		B 保険等で補填される金額 円		C 差し引く損失金額のうち災害関連支出の金額 円	
				146		147		148			
医療費控除		A 支払った医療費・医薬品購入費 円		B 保険等で補填される金額 円		差引負担額 A-B 円				※医療費控除・セルフメディケーション税制の申告には、明細書の添付が必要です。	
150		6 5 0 0 0 0		151 5 0 0 0 0		6 0 0 0 0 0					
セルフメディケーション税制		150		151							
社会保険料		国民健康保険料 円		後期高齢者医療保険料 円		介護保険料 円		国民年金保険料 円		社会保険・任意継続保険料 円	
地震保険料控除		地震保険料 円 164		旧長期損害保険料 円 165		小規模企業共済等掛金控除 円 159					
扶養親族の有無 (有) (無) ※別居の扶養親族がいる場合には、裏面の「4」にも記入ください。											
配偶者氏名		眞面 花子		生年月日 大平 令 34. 3. 4		(同居・別居) 障害 身・精・療 [3] 級					
マイナンバー(個人番号)		367 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6									
配偶者の収入		給与収入 50,000 円		年金収入 1,300,000 円		その他所得 円					
扶 氏名		眞面 もみじ		生年月日 大平 令 63. 6. 7		続柄 障害 身・精・療 [級]					
マイナンバー(個人番号)		383 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9				16歳未満 (同居・別居) 障害 身・精・療 [級]					
養 氏名				生年月日 大平 令 . .		続柄 障害 身・精・療 [級]					
マイナンバー(個人番号)		399				16歳未満 同居・別居 障害 身・精・療 [級]					
親 氏名				生年月日 大平 令 . .		続柄 障害 身・精・療 [級]					
マイナンバー(個人番号)		415				16歳未満 同居・別居 障害 身・精・療 [級]					
族 氏名				生年月日 大平 令 . .		続柄 障害 身・精・療 [級]					
マイナンバー(個人番号)		431				16歳未満 同居・別居 障害 身・精・療 [級]					
あなたが該当する項目を○で囲んでください。											
1 1. ひとり親 ・ 2. 寡婦 (事由を選んでください: ①死別 ・ ②離婚 ・ ③生死不明)											
2 障害 身・精・療 [級] 3 勤労学生 学校名 ()											

※本手引は、令和7年1月現在の税法に則して作成しておりますが、法改正があった場合には、改正後の税法が適用されます。